

+

+



直近の労働・社会関連記事一覧

再確認！計画付与や、管理簿の基本を押さえましょう

退職証明書の発行する際の注意は？

1



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. パワハラ防止法関連 2 千社超を是正指導 (2023/07/24)

厚生労働省は、事業主にパワーハラスメント防止措置の実施を義務付けた労働施策総合推進法(いわゆるパワハラ防止法)の施行状況を明らかにした。義務化の対象を中小企業まで広げた令和4年度において、労働者や事業主から都道府県労働局に寄せられた同法関連の相談は5万840件で、前年度から倍増した。雇用管理の実態把握を行った事業所のうち、2258事業所で同法違反がみつきり、是正指導を実施した。相談窓口の設置などパワハラ防止措置に関する指導が1655件に上る。

2. 個人事業者の業務場災害注文者に報告義務付け (2023/08/17)

厚生労働省は、個人事業者や中小企業経営者などの業務上災害防止に向けた対策のあり方を議論している有識者検討会で、個人事業者の直近上位の注文者に対し、個人事業者が被災した業務上災害の報告を義務付ける案を示した。報告制度を活用して災害実態を把握し、必要な規制の立案に活かす。報告対象として、事業場またはその附属建設物内で発生した死亡災害または休業1カ月以上が見込まれる負傷災害を想定。中小企業経営者が被災した場合は、所属企業に報告を義務付ける。いずれも罰則は設けない。

3. 精神障害請求・支払いが過去最多 (2023/08/17)

厚生労働省が取りまとめた令和4年度の「過労死等の労災補償状況」で、精神障害に関する労災請求件数と支給決定件数が前年度に続き過去最多を更新したことが分かった。請求件数は前年度よりも300件以上多い2683件となり、支給決定件数は80件以上増えて710件に達した。業種別では、請求・支給決定ともに医療・福祉、製造業、卸売業・小売業の順に多かった。心理的な負荷を与えた出来事では、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が最も多い。

4. 未払い賃金 2 万社で 79 億円支払う (2023/08/14)

是正指導によって企業から支払われた未払い賃金は計79億円 厚生労働省は、令和4年における賃金不払い事案に対する監督指導結果を明らかにした。定期賃金や割増賃金などの不払いが疑われる事業場を調査し、121億円の不払いを確認した。労働基準監督署の是正指導により賃金を支払ったのは延べ1万9708事業場で、支払い総額は79億円に上る。調査した事業場は商業が最も多い。内容が重大・悪質だった163件については司法処分を行っている。厚労省は、令和3年12月に閣議了解された価格転嫁対策の一環で、監督指導を強化してきた。

★年次有給休暇の計画付与★

再確認！計画付与や、管理簿の基本を押さえましょう

2019年4月以降、企業は年に10日以上の有給休暇が付与される労働者に対し、年間5日以上の有給休暇を取得させなければならないと義務づけられました。

この年休付与義務については、中小企業への適用除外や、適用猶予措置などではなく、企業規模にかかわらずすべての企業に適用されます。年休付与義務に違反している場合には、労働者1人につき、30万円以下の罰金が科せられます。

中小企業では取得率が低くなりがちですが、各労働者の取得を促すのが大切です。

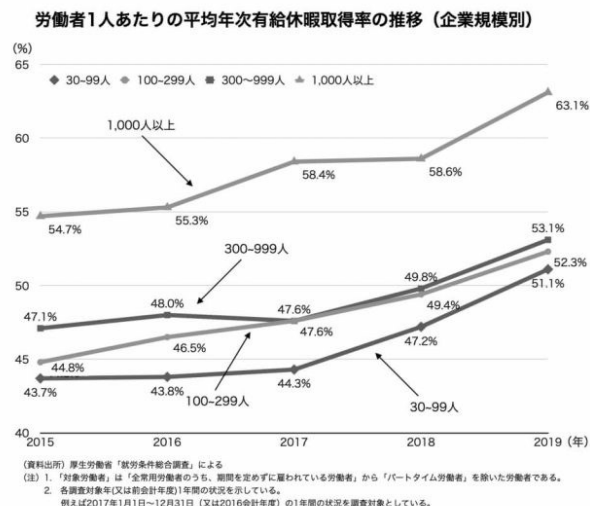
管理簿の作成をしましょう

年次有給休暇管理簿とは年次有給休暇を与えた労働者ごとに記録した書類のことです。

- ・ 時季（有給休暇を取得した年月日）
- ・ 日数（有給休暇の取得日数）
- ・ 基準日（有給休暇が付与された日）

また、時期に関しても労働者の意向を得なくてはならず勝手に指定できません。1年変形労働時間制を採用している会社は、36協定と共に計画付与も同時に協定できることとなります。

年次有給休暇は労働者に与えられた権利であり、心身のリフレッシュとそれによる生産性の向上を目的としたものです。法令を守り、取得しやすい環境が大事です。



年次有給休暇管理簿の作成に関して、当事務所にお問い合わせ下さい。

・・・ペイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第141回

退職証明書の発行する際の注意は？

Q、在籍中に不祥事を起こした社員から、退職証明書の交付を求められました。
不祥事を起こした後に、自己都合退職となっておりますが、社員が在職中に
起こした不祥事を記載しても問題ないでしょうか。

A、労働基準法の22条には、下記のように定め
られています。

「労働者が、退職の場合において、使用期間、業務
の種類、その事業における地位、賃金又は退職の
事由(退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由
を含む。)について証明書を請求した場合において
は、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。」



在籍中の不祥事については、上記の証明事項に
含まれていないため、記載することはできません。

shutterstock.com・1268388202

退職の理由が解雇であれば、その理由を記載することができますが、同条3項にて
「労働者の請求しない事項を記入してはいけない」となっておりますので、記載事項
について詳細に本人に話してみてください。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

今年の夏休みは新型コロナが5類に分類されてからの初めての長期休暇。コ
ロナ前の戻ったような解放感です。台風の影響で交通機関等が混乱しましたが、
関東はさほど影響がなかったですね。これが直撃していたらこんなにも平和で
なかったはず。自然にはかないませんね。

さて、暑さは相変わらず厳しい毎日ですが、頑張って乗り越えてしましょ
う！

・ ・ 発行・制作



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>